

財務省告示第三百十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年七月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
（第四十一回）
利付国庫債券（変動・十五年）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十八年法律第十一号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を

五

五 方募入決定の

イ

入札発競争 価格競争

発別にご務後格競債定
 行参よと大臣行争入札場め
 と者発に臣行争入札行特もの
 い第(以下額市札の募入とい。及び
)非(以下額市札の募入とい。及び
 価国債市場特別参加者第非
 格債市場特別参加者第非
 争市場特別参加者第非
 入場特別参加者第非
 札特の者財た

口

国債市場 特別参加者

も各申込
 のからそのうち
 。そのうち
 当てる。
 各限度の市場特別参加者ごとの
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

八

国債市場 特別参加者

各限度の市場特別参加者ごとの
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入札発競争 価格競争

額面金額で一兆九十五億円規
 うち、金額で一兆九十五億円規
 定に基づき発行した利付国債に
 ついては、額面金額で一兆九十五

七		八					七		八					七														
口	イ	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	口	イ	行	争	非	者	特	国							
特別 参加	入札 発行 競争	価格 競争	入札 発行	価格 競争	・第 参加	別 参加	債 市場	入札 発行	価格 競争	・第 参加	者 参加	特 参加	債 市場	特別 参加	入札 発行 競争	価格 競争	入札 発行	価格 競争	・第 参加	者 参加	特 参加	国 債 市場						
八百九十二億七千万円	一兆八十五億九百四十五万円			五百二十四億円	利付 国債 に ついて	第一 項 の 規定 に 基づ き	国債 整理 基金 特別 会計 法 第五 条			八百九十 三億 円	利付 国債 に ついて	第一 項 の 規定 に 基づ き	国債 整理 基金 特別 会計 法 第五 条	十 万 円	で 八 千 四 百 九 十 三 億 四 千 二 百 七	利 付 国 債 に ついて	第一 項 の 規定 に 基づ き	国債 整理 基金 特別 会計 法 第五 条	面 積 六 百 億 五 千 九 百 万 円	行 った 利 付 国 債 に ついて	十 一 条 第 一 項 の 規定 に 基づ き	円 、 財 政 融 資 金 特 別 計 法 第 十 一 条 第 一 項 の 規定 に 基づ き	金 額 八 百 七 十 八 億 六 千 五 百 万 円	した 利 付 国 債 に ついて	二 条 第 一 項 の 規定 に 基づ き	の 発行 の特 例 等 に 関 する 法 律 第 九 十 一 条 第 一 項 の 規定 に 基づ き	に お け る 特 例 等 の た め の 公 債	九 百 六 十 五 万 円 、 平 成 十 八 年 度

十二
イ 初期利率

ロ 第二期以後の利率

十三
の経過払込み子

年一・五パーセント
 八パーセント
 年当たり、各利払期における利
 子計算期間開始日前に行われ
 た、発行から償還までの期間が
 九年五か月超の十年利付国債の
 直近における入札の結果に基づ
 き算出された複利回り（以下
 「基準金利」という。）から、〇.
 四五パーセントを控除した率。
 ただし、控除した率が〇パーセ
 ントを下回るときは、その率は
 〇パーセントとする。
 （一） 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.53}{100} \times \frac{5}{365}}$$

（二） 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記（一）の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住

十四

初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.53}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期利子

毎年一月二十日及び七月二十日を支払いとし、各支払期において、その日以前六ヶ月間より算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.45}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六
十七
十八

償還金額
償還金額
元利支

平成三十三年七月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成十八年七月二十五日